

〒 8 1 2 - 0 0 1 3

福岡市博多区博多駅東 2 - 8 - 2 7

博多駅東パネスビル 2 F

首都圏青年ユニオン連合会



回 答 書

令和 2 年 6 月 2 6 日

〒 5 3 0 - 0 0 4 7

大阪市北区西天満 1 丁目 2 番 5 号

大阪 J A ビル 1 3 階

大阪法律センター法律事務所

電 話 0 6 - 6 3 1 5 - 8 1 4 1



F A X 0 6 - 6 3 6 5 - 8 1 3 4

荒木運輸株式会社代理人




弁 護 士 沙 々 木 睦


弁 護 士 財 家 庄 司



冠省 当職らは、荒木運輸株式会社（以下「当社」といいます。）より委任を受けた代理人として、（以下「」）といっています。）に関する貴会の令和 2 年 6 月 1 8 日付け文書の件（以下「本件」といいます。）について、本書をもって、回答します。  
早々

記

貴会は、「当労働組合は、頭書組合員・  
への聴取により、が貴社に  
就労していた期間中において、パワーハラ  
スメントによる被害が生じていることを確  
認致しました。」と主張されています。

しかし、当社において、に対する  
パワーハラスメントの事実は、ありません。

つきましては、貴会が「確認致しました」  
とされるパワーハラスメントについて、そ  
の日時・場所・態様・状況等を、文書をも  
って、具体的に摘示くださるよう、お願い  
します。

なお、貴会は書類の提供を要求されてお  
られますが、貴会が主張されるパワーハラ  
スメントの内容が不明であり、そのため、  
貴会が要求される書類と本件との関連性も  
不明であるため、現時点では御返答いたし  
かねます。

また、貴会は団体交渉の申入れをされて  
おられますが、貴会が主張されるパワーハ  
ラスメントの内容が不明であり、そのため、  
貴会が要求される団体交渉の目的と本件と  
の関連性も不明であるため、現時点では御  
返答いたしかねます。

以上

【この郵便物は令和 2 年 6 月 26 日第 00869 号  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します  
日本郵便株式会社】

